

令和8年江南市教育委員会3月臨時会会議録

開催年月日 令和8年3月13日（金）

場 所 江南市防災センター 災害対策本部会議室

出席委員	教 育 長	高 田 和 明
	教育長職務代理者	山 田 茂 美
	委 員	岩 田 正 武
	委 員	後 藤 鎮 全
	委 員	蟹 江 由 恵

説明のため出席した職員

教育部長	松 本 朋 彦
教育課長	仙 田 隆 志
スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	稲 波 克 純

事務局職員	教育課主幹	源 内 隆 哲
	教育課主任	平 田 千 明

傍聴者数 0名

議事日程

日程第1	会議録署名者の指名
日程第2	議案
	議案第17号 江南市教育委員会の後援名義の使用に関する要綱の一部改正について
	議案第18号 江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱の一部改正について
	議案第19号 江南市地域クラブ活動試行実施要領の一部改正について
日程第3	協議題
	令和8年度定期人事異動内示について
日程第4	報告事項
	いじめ重大事態に関する調査報告について

午後1時30分 開会

○教育長 ただいまから、教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

△日程第 1 会議録署名者の指名

○教育長 日程第 1、会議録署名者には、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、教育長において、岩田正武委員、後藤鎮全委員を指名いたします。

△日程第 2 議案について

○教育長 日程第 2、議案に入ります。議案第 17 号、江南市教育委員会の後援名義の使用に関する要綱の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第 17 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号 江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱の一部改正について

○教育長 続いて、議案第 18 号、江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(スポーツ推進課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○岩田委員 要綱案第 3 条の委員の人数が 12 人以内となっていますが、新旧対照表では 15 人以内となっています。どちらが正しいのでしょうか。

○スポーツ推進課長 15 人以内が正しいです。修正いたします。

○岩田委員 わかりました。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第 18 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号 江南市地域クラブ活動試行実施要領の一部改正について

○教育長 続いて、議案第19号、江南市地域クラブ活動試行実施要領の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(スポーツ推進課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○後藤委員 第2条の中で「江南市立中学校5校」が「江南市内在住の中学生」に変更されておりますが、変わることによって、市内の中学校ではなくて、市外の中学校や私立の中学校に通っている生徒も参加できることになるのでしょうか。

○スポーツ推進課長 そのとおりでございます。

○後藤委員 そのような案内をされるということですね。

○スポーツ推進課長 ホームページ等で案内をしております。

○後藤委員 わかりました。

○山田委員 関連する質問です。第2条を改正することによって、どこに在住しているのかということで、住民票が江南市にあるのかを判断することになると思います。例えば、江南市の私立中学校ですと、滝学園がありますが、市外から通っている生徒は対象ではないということですね。

○スポーツ推進課長 そのとおりでございます。現在、試行を行っている中で、津島市の中学校に通われている江南市在住の生徒が江南市の地域クラブに加入したいとの相談がありました。そのようなことから、江南市立5校の生徒に限らず、国のガイドラインには「地域」と示されていますので、江南市に住民票がある生徒が参加できるように改正するものです。

○山田委員 江南市立の中学校に通ってはいるが、何らかの事情で住民票が市外になっている場合はどのようになるのでしょうか。

○スポーツ推進課長 要領の第11条で、「この要領に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定める」としておりますので、この規定により判断するものと考えております。

○山田委員 漏れのない対応をお願いいたします。

○岩田委員 先ほどの議案も含めて、「部活動」と「クラブ」の文言を使い分けていると思います。学校の部活動が地域展開したものがクラブという考えでよろしかったのでしょうか。

○スポーツ推進課長 そのとおりです。部活動は学校の部活動であり、国が示している学校の部活動と切り離す考えから、クラブとしております。

○岩田委員 第6条で「実施種目毎」から「クラブ毎」に改正されているが、これは一つの種目で複数のクラブができることを想定して改正したのでしょうか。

○スポーツ推進課長 今後、文化部が入ってくることを加味した場合、種目という呼び方が適切なのかということで、クラブという文言に改正しております。

○岩田委員 わかりました。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○教育長 日程第3、協議題に入りますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」ことになっています。協議題「令和8年度定期人事異動内示について」は、「人事に関する事件」に該当しますので、当該の議決については、非公開にしたいと思います。また、日程第4、報告事項の「いじめ重大事態に関する調査報告について」ですが、個人情報が含まれる案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定による、「その他の事件」に該当すると判断し、当該案件についても非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、協議題「令和8年度定期人事異動内示について」及び報告事項「いじめ重大事態に関する調査報告について」は、非公開とすることに決定いたしました。暫時、休憩いたします。

午後1時50分 休 憩
午後2時38分 開 議

○教育長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○教育長 その他、事務局より何かありましたらお願いします。

〔何もないことを確認〕

○教育長 以上で、当局より提出されました案件はすべて終了しました。これをもちまして、教育委員会3月臨時会を閉会いたします。

午後2時40分 閉 会